### 印西市赤ちゃんテント貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベント等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、赤ちゃんテントを貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出し対象者)

- 第2条 赤ちゃんテントの貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、 次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。
  - (1)市内でイベント等を主催する団体
  - (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等
  - (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
  - (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

(貸出しの申込み)

- 第3条 赤ちゃんテントの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。) は、赤ちゃんテント貸出申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。) に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の原則として7日前までに申請書を 提出しなければならない。

(貸出しの承認等)

- 第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出し の可否を決定し、赤ちゃんテント貸出承認書(別記第2号様式)又は赤ちゃ んテント貸出不承認書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとす る。
- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、先着順とする。 (貸出しの期間)
- 第5条 赤ちゃんテントの貸出し期間は、最長7日とする。

(貸出料)

第6条 赤ちゃんテントの貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

- 第7条 赤ちゃんテントの貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。) は、自ら子育て支援課において赤ちゃんテントを直接借り受け、返却しなければならない。
- 2 使用者は、返却時に赤ちゃんテントに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 使用者は、赤ちゃんテントの使用に際し、次の掲げる事項を遵守しな ければならない。
  - (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
  - (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
  - (3) 各備品の説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
  - (4) 予め定められた期間までに返却すること。

(貸出承認の取消し)

- 第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの 要領の規定に違反した場合は、貸出承認を取消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により貸出承認を取消した場合は、赤ちゃんテント貸 出承認取消書(別記第4号様式)により使用者に通知するものとする。
- 3 前 2 項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

- 第10条 使用に当たり赤ちゃんテントを破損又は汚損した場合は、使用者の 責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。
- 2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 赤ちゃんテントの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第 三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。 (委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、赤ちゃんテントの貸出しについて必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 第1号様式(第3条)

## 印西市赤ちゃんテント貸出申請書

年 月 日

印西市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名

(EII)

赤ちゃんテントの貸出しを下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、印西市赤ちゃんテント貸出要領を遵守することを誓約します。

記

イベント名								
概要※								
開催期間								
開催場所								
貸出希望期間		年	月	日 ~	年	月	日	
連絡先	担当者名:							
	電話番号:							

※イベント内容が分かるチラシ等を添付すること

# 第2号様式(第4条)

# 印西市赤ちゃんテント貸出承認書

印西子男号年月日

( 団 体 名 代表者名 )

様

印西市長即

下記の条件を付して赤ちゃんテントの貸出しを承認します。

記

					ДЦ				
貸出期間			年	月	日	$\sim$	年	月	日
許可条件	1.	赤ちゃん	んテン	トの目	的以	外に使用	月してはれ	ならな	Vio
	2.	使用権利	削を他	人に譲	護渡し、	、又は朝	云貸してに	はなら	ない。
	3.	許可を	受けた	団体は	、正	しい方法	よで監理	・使用	し、使用
		によって	て生じ	た事故	なにつり	ハては、	一切のう	責任を	負うもの
		とする。	ı						
	4.	使用備。	品を汚	損若し	くはね	破損又に	は紛失した	たとき	は、直ち
		に印西す	市長に	報告し	、相	当の代値	ਜ਼をもっ <sup>~</sup>	て損害	を弁償し
		なければ	ばなら	ない。					
	5.	期日内に	こ返却	するも	のと	する。			
	6.	使用者	がこの	許可条	伴に	違反 した	こときは、	使用	を取消・
		変更する	るもの	とする	) 0				
	5. 6.	に印西i なけれ! 期日内! 使用者;	市長に ずな返 こ びこ	報告し なす す 新 新	、相 ,のと ;件に;	当の代値する。	面をもつ <sup>*</sup>	て損害	を弁償し

# 第3号様式(第4条)

## 印西市赤ちゃんテント貸出不承認書

 印 西 子 第 号

 年 月 日

( 団 体 名 代表者名 )

様

印西市長即

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり赤ちゃんテントの貸出しを不承認とします。

記

貸出期間	年	月	日 ~	年	月	目
審査結果						

# 第4号様式(第9条)

## 印西市赤ちゃんテント貸出承認取消書

 印 西 子 第 号

 年 月 日

( 団 体 名 代表者名 )

様

印西市長

印

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり赤ちゃんテントの貸出承認を取り消します。

記

貸出期間	年	月	日 ~	年	月	日
審査結果						